

公

示

九州運輸局長
令和6年7月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和6年7月11日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第7号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

| | 申請者 | 申請概要 | 営業区域 | 備考 |
|---------------|--|--|-------|--------------------|
| 6-374 | 株式会社福岡ハイヤーサービス | ○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円 ○営業的割引（利用回数割引(Webポイント割引)）の廃止 ウェブページからの配車依頼ごとに1ポイント付与。 20ポイントもしくは40ポイントで割引券と交換。 20ポイント：500円、40ポイント：1,100円 | 福岡交通圏 | 【管轄運輸支局】 福岡運輸支局 |
| 6-375 ~378 | 株式会社国際タクシー 第一タクシー有限会社 株式会社三興タクシー 株式会社明星タクシー | ○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円 | 福岡交通圏 | 【管轄運輸支局】 福岡運輸支局 |